

新型コロナウイルス感染症対策指針に基づく
 令和5年度の授業実施に関する方針

1 「岩手県立大学新型コロナウイルス感染症対応指針」警戒段階別の授業方法

(1) 警戒段階1

- ① 感染予防に最大限の配慮（下記3感染予防対策）をしたうえで、対面による授業を基本とする。
- ② ①にかかわらず、感染予防の観点から学部等が必要と認める場合には、例外的に遠隔授業を行うことができる。
- ③ ②による遠隔授業の実施においては、次の点に留意するものとする。
 - ア 他の授業の時間割への影響を防ぐ観点から、オンデマンド型を基本とすること。
 - イ 平成13年文部科学省告示第51号第2号に基づき、「当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行う」とともに、「当該授業に関する学生等の意見の交換の機会」を確保すること。

(2) 警戒段階2

- ① 遠隔による授業を基本とし、次のとおり実施する。
 - ア 学年暦は原則として変更しない。
 - イ 対面授業からの移行に当たっては、原則として3日間（土日祝日を含む）の休講後、4日目から遠隔授業を開始する。
 - ウ 4日目に直ちに遠隔授業に移行できない科目は、休講として別途オンデマンドを活用した補講を行う等、学部等において個別に対応する。
 - エ 遠隔授業は「同時双方向」「オンデマンド」いずれの形式で実施する場合においても、学生の規則正しい生活習慣の維持を目的に、原則として時間割どおりの開講とする。
- ② 定期試験又は実験・実習の授業科目等、対面での実施が不可欠な場合には、大学施設への入構が認められる範囲内において、感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで対面により実施することができる。この場合、同時双方向型遠隔授業も行われていることを想定し、対面授業の実施による学生の通学の支障又は学内通信環境への影響等が生じないよう配慮するものとする。

(3) 警戒段階3

- ① 遠隔により授業を実施する。

2 遠隔授業に備えた受講環境の確保

(1) 遠隔授業の受講に備え、学生に対し次の受講環境の確保を推奨する。

- ① パソコン及びプリンタ（スマートフォン又はタブレット等でも受講自体は可能とするものの、効果的な学習環境の実現及びICT活用能力育成の観点から、個人でのパソコンの確保を推奨するもの）
 - ② 自宅（居住地）での有線又は無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット通信環境
- (2) 最低限の受講環境の確保が困難な学生に対しては、申請により代替環境を準備する。

3 対面授業実施における感染症予防対策

- ① 教室の机、椅子、ドアノブ等の定期的な予防消毒
- ② 建物入口への非接触型体温測定装置及び消毒液等の配置
- ③ 一般教室の教卓前、PC教室の座席間等に透明アクリルパーテーションの設置
- ④ 学生間の距離の確保（教室の原則1席空け、共通講義棟講義室の椅子の間引き等）
- ⑤ 共通講義棟、講堂及び協働学習室における学生による着席状況の登録
- ⑥ 教室窓（冬期を除く）及び出入口扉の常時開放、休憩時間及び授業中間時点の一斉換気
- ⑦ 大学構内でのマスク着用の徹底、必要に応じたフェイスシールドの活用
- ⑧ 密接を回避した学内備品等の配置